

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和5年（2023年）4月10日付け山口刑捜二第51号で、公文書の存否を明らかにしないで行った公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和5年3月1日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「〇〇年〇月〇日に山口地方裁判所で行われた〇〇事件に関して、同日午後1時15分から行われた整理券の配布に、〇〇課員が行ったことがわかる公文書（使用した公用車の運転日誌を含む）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和5年4月10日付け山口刑捜二第51号で、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）の存否を明らかにしないで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年4月21日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第5 審査会の判断

1 条例について

(1) 条例第 11 条第 4 号について

条例第 11 条は、実施機関は、同条第 4 号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は開示をしないことができるとしている。

これは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報などが考えられている。

(2) 条例第 13 条について

条例第 13 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第 11 条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第 11 条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする、又は当該公文書は存在しないなど、公文書の存否を明らかにすることにより、当該公文書を開示したときと同様に、非開示事項の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

3 本件処分の妥当性について

本審査請求では、実施機関が、本件公文書の存否を明らかにすること自体が条例第 11 条第 4 号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を開示することとなることを理由として本件処分を行ったことの妥当性が争点となっていることから、この点について検

討する。

審査会から、本件請求に係る内容が条例第11条第4号に規定する情報に該当すると考える理由について、実施機関に説明を求めたところ、以下の通りであった。

【犯罪捜査活動の態様について】

- まず、犯罪捜査の一環として行われる情報収集活動は、その目的に応じて様々な態様があり、外形的に見れば民間人でも行い得ることのみをもって、その活動が否定されるものではない。
- 具体的な事例としては、公判の傍聴をはじめ、捜査員が民間人を装っての物品購入やぱちんこ店での遊技等の活動があるが、これらの活動は各捜査目的を達成するために必要な犯罪捜査の一環である。
- また、犯罪捜査の過程において、犯罪対象者の行動確認等をするため、当該人物が立ち寄る可能性のある施設等を視察することもある。
- こうした一連の行為は、民間人でも容易に行い得る内容であるが、捜査員は犯罪捜査の一環として各捜査目的を達成するために行っている。

【開示請求に係る捜査活動について】

- 県警察においては、公訴維持が危惧されるものと認められた場合は、早期に必要な補充捜査を実施する必要があることから、公判の争点や審理経過を把握するため、犯罪捜査の一環として、整理券の配布を受けた上で公判を傍聴することもある。
- 審査請求人は、「警察が捜査を遂げ、山口地検に送検した時点で警察における捜査は終結している。」と主張しているが、警察が行う捜査は、「公訴の遂行のためにも行われるとするのが通説である、起訴後も捜査があり得るし、更に有罪判決確定後にも、再審請求があった場合等には、有り得る（大コンメンタール刑事訴訟法第二版第4巻8頁）。」とされており、起訴後に被告人側から新たな事実の主張が出され、その真偽を捜査することが公訴の維持遂行上必要な場合等がこれに該当するとされている。

公訴維持が危惧されるものと認められた場合は、早期に必要な補充捜査を実施する必要があることから、公判の争点や審理経過を把握するため、犯罪捜査の一環として、整理券の配布を受けた上で公判を傍聴することもある、との実施機関の説明は、不自然、不合理とまでは言えないと考えられ、本件公文書の存否を明らかにすること自体が「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」を開示することとなるとして本件処分を行った実施機関の判断は、誤っているとは言えない。

3 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年	月	日	経	過
令和5年	7月	27日	実施機関から諮問を受けた。	
令和6年	6月	3日	事案の審議を行った。	
令和7年	3月	24日	事案の審議を行った。	
令和7年	5月	23日	事案の審議を行った。	

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和7年5月23日現在)